

# 中古住宅に関する支援制度のお知らせ

新冠町内にある

中古住宅に関する支援制度を平成26年度から実施しています。 **中古住宅を取得した方**

## ① 住宅取得奨励金25万円を交付します。

住宅を取得した方が、住宅名義人となり、その住宅に居住する（住民票の異動も含む）ことが条件です。 ※賃貸を目的として取得しただけでは対象となりません。

## ② 住宅ローンの利子補給を行います。

中古住宅を取得する際に、金融機関から融資（住宅ローン）を受けた方には、借入資金に係る利子を補給します。利子補給する資金の限度額は1,500万円、利子の3分の1、1年間の補給上限を20万円とし、5年間補給します。

## ③ 住宅リフォームの工事費を補助いたします。 ※着手前に事前審査が必要です。

中古住宅を取得してから**1年以内に行うリフォーム工事費の1/2（最高50万円）**を補助いたします。**（町内業者にて工事を行い、対象工事費が10万円以上であること。）**

※参考 対象となるリフォーム工事

対象事業	対象経費
屋根工事	葺き替え、塗装、コーキング、雪止め金物等の工事、 雨樋、軒天の修繕、設置等の工事
外装工事	外壁の修繕、張替え、塗装、断熱、防音等の工事 ベランダの設置、修繕工事 土台、基礎の修繕、設置工事
建具工事	サッシの修繕・入れ替え 雨戸の設置工事、網戸の修繕、木製建具の修繕、入れ替え工事（ふすま、障子の張替えを含む。）
内装工事	壁、床、天井等の修繕、張替え、断熱工事、畳の表替え・畳の入れ替え工事 造作家具工事、備付家具、備付下駄箱の設置・修繕工事 家具転倒防止のための工事（器具の購入費は除く。）
設備工事	システムキッチン、ユニットバス、トイレ、洗面台等の設置工事 流し台の修繕・入れ替え工事（コンロ台で容易に移動できるものを除く） 給水・排水・ガスなどの配管の設置、交換工事 給湯器の設置・交換工事（瞬間湯沸し器は除く。） 床暖房の設置工事、24時間換気システムの設置工事



中古住宅とは… 町内に建築後1年以上が経過し、1度でも居住用として使用された住宅。集合住宅（アパート・マンション）は対象外とします。